

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 久山町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,044	376	132	2,552

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	4,031	3,873	158	122	212	2,936	
一般会計等	4,031	3,873	158	122		2,936	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	211	202	10	261	65	2,027	1,044	法適用企業
国民健康保険特別会計	899	899	0	0	38	0	0	
後期高齢者医療特別会計	105	101	4	4	27	0	0	
老人保健医療事業会計	100	90	11	11	7	0	0	
下水道事業特別会計	589	565	24	24	180	3,557	3,009	
公営企業会計等 計				300		5,584	4,053	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」「資金剰余額/不足額」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」「実質収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	97	96	1	1	3	-	-	
福岡県市町村職員退職手当組合(一般会計)	16,013	15,251	762	762	3,800	-	-	
福岡県市町村職員退職手当組合(基金特別会計)	299	299	0	0	0	-	-	
福岡県自治会館管理組合	217	170	47	47	54	-	-	
糟屋郡自治会館組合	20	17	2	2	0	-	-	
糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合	59	51	8	8	1	-	-	
北筑昇華苑施設組合	215	205	10	10	14	143	6	
粕屋南部消防組合(一般会計)	1,650	1,627	23	23	37	1,931	168	
粕屋南部消防組合(粕屋南部休日診療所事業特別会計)	47	31	16	16	0	-	-	
福岡県市町村災害共済基金組合(一般会計)	1,472	1,470	2	2	50	-	-	
福岡県市町村災害共済基金組合(基金特別会計)	5	3	2	2	3	-	-	
福岡県自治振興組合	185	184	1	1	1	-	-	
福岡都市圏競艇等事業組合(事業会計)	3,050	3,050	0	0	0	-	-	
福岡都市圏競艇等事業組合(普通会計)	122	108	14	14	0	-	-	
福岡都市圏広域行政事業組合(一般会計)	44	42	2	2	0	-	-	
福岡都市圏広域行政事業組合(広域連携事業特別会計)	61	61	0	0	0	-	-	
福岡県介護保険広域連合(一般会計)	1,059	1,018	41	41	0	-	-	
福岡県介護保険広域連合(介護保険事業特別会計)	62,233	58,590	3,643	3,643	0	503	0	
福岡県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	3,632	3,525	107	107	7	-	-	
福岡県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	484,260	474,600	9,660	9,660	2,078	-	-	
福岡地区水道企業団	11,415	11,450	35	3,852	0	27,166	-	法適用企業(未供給)
一部事務組合等 計				18,193		29,743	175	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
久山町土地開発公社	7	133	5	0	0	2,790	0	2,312	
地方公社・第三セクター等 計			5	0	0	2,790	0	2,312	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	830	708	122
減債基金	214	216	2
その他充当可能基金	250	207	43
充当可能基金計	1,295	1,131	164

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	6.51%	4.78%	1.73%	15.00%	20.00%	水道事業会計	-	-	
連結実質赤字比率	18.88%	16.52%	2.36%	20.00%	40.00%	下水道事業特別会計	-	-	
実質公債費比率	16.4%	21.7%	5.3%	25.0%	35.0%				
将来負担比率	211.7%	198.5%	13.2%	350.0%					
財政力指数	0.78	0.80	0.02						
経常収支比率	93.8%	90.1%	3.7%						

- (注) 1. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「資金不足比率」は負数(-)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。